



発行 新潟県

号外 1
平成29年 4月 1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

413 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る業務の委任（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第413号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条）第15条第1項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした。

平成29年 4月 1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務全部
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日  
平成29年 4月 1日